平成２２年（フ）第２９６７号
大阪府四條畷市蔀屋本町２番32号
債務者　中村奈穂子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９６８号
大阪府寝屋川市点野２丁目６番11―608号
債務者　木佐貫裕子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２号
福岡県みやま市高田町下楠田1280番地
債務者　津村サチ子
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第４３号
福岡県大牟田市大字倉永3427番地　杉野荘303号
債務者　西山　麻美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第３９号
福岡県豊前市大字高田462番地１
債務者　飛松　房恵
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
福岡県行橋市行事２丁目21番18号　Ｂ―203
債務者　冨永　実幸
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
福岡県行橋市大字馬場271番地16
債務者　椋田　一憲
1　決定年月日時　平成22年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第２４９号
千葉県野田市木間ケ瀬4885番地Ｂ－３
債務者　小池　勝幸
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２５６号
千葉県野田市尾崎811番地の３　リビエラ201
債務者　太田　　宏
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２５７号
千葉県野田市清水193番地　ゴールドマンション105
債務者　太田　照子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２６６号
千葉県松戸市小金原９丁目10番地の２
債務者　小暮　綾子（旧姓谷田部）
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第２６９号
千葉県野田市中根190番地の１
債務者　島田　康子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１７号
福井県敦賀市莇生野112号４番地の１　萩野町
債務者　浜野　将士
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第１０６９号
名古屋市緑区浦里４丁目65番地　県営鳴海住宅２街区４棟408号
債務者　羽賀マルコスササキこと　ＵＫＡ　ＭＡＲＣＯＳ　ＳＡＳＡＫＩ
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７号
兵庫県揖保郡太子町原538番地44
債務者　塩津みさこ
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第６６号
山口県山陽小野田市大字小野田202番地13
債務者　杉山　省三
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第６８号
山口県山陽小野田市大字小野田870番地51
債務者　河瀬　　篤
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第８２号
山口県宇部市大字船木190番地
債務者　有吉　　譲
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月24日まで
山口地方裁判所宇部支部